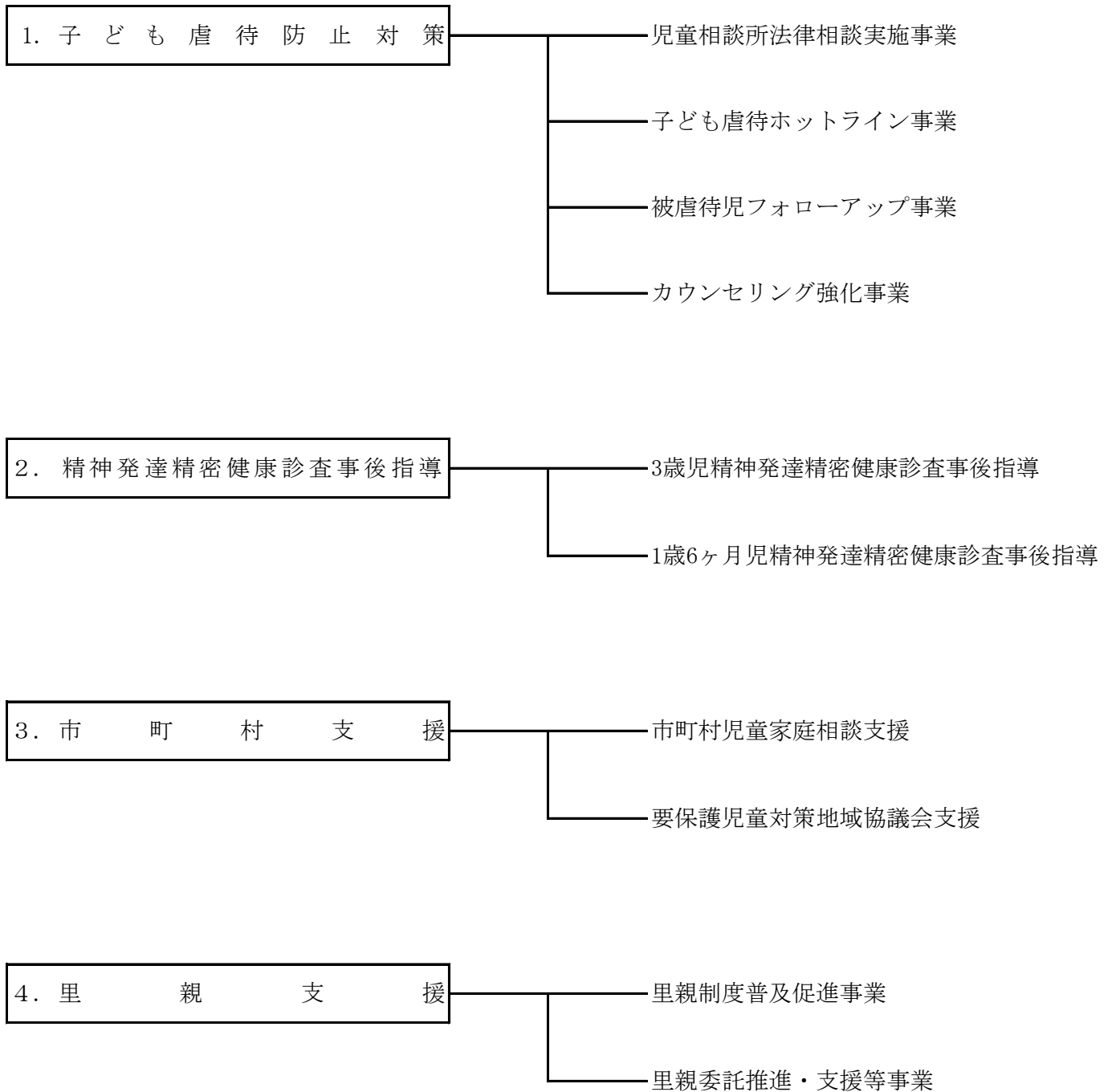


II 児童相談所の事業

県内の児童相談所は、地域の必要に応じて、児童の健やかな育成及び家庭・地域における児童養育を支援するための各種援助活動や第一義的な児童家庭相談窓口である市町村への後方支援等を行っている。

事業の概要を総括すると、下図のようになる。



1 子ども虐待防止対策

(1) 児童相談所法律相談実施事業

関係者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は援助に当り法的手続上専門的な対応を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応が出来るよう、児童相談所における相談担当弁護士を確保することにより、相談体制の強化を図っている。

相談回数	内 容
1	施設入所児の対応について

(2) 子ども虐待ホットライン

虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的とし、子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン(フリーダイヤル)を設置している。

表28 子ども虐待ホットライン通告者別(相談者別)受付状況

区分	家族	警察	学校	本人	福祉事務所	市町村	近隣	保健所	医療機関	民生委員	児童福祉施設	親戚	その他	計
件数	14		10	4			34		4		3	6		75

表29 虐待の内容と年齢別内訳

虐待の内容	0歳児		幼児		小学生		中学生		高校生		その他		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
身体的虐待	1		6	4	6	6		2	1	3			14	15
性的虐待		1												1
心理的虐待		2	9	10	3	3	1	1	1	1	1		15	17
保護の怠慢・拒否	1		2	1	2	5		2					5	8
不詳														
計	2	3	17	15	11	14	1	5	2	4	1		34	41

(3) 被虐待児フォローアップ事業

被虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助、被虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設職員への援助等を目的としてフォローアップ事業を実施している。

表30 児童福祉施設職員指導

実施施設数	職員数	指導回数	延指導人数
4	79	14	114

表31 被虐待児集団指導

児童数	指導回数	延指導人数	スーパービジョン参加職員数

表32 被虐待児親子指導

世帯数	指導回数	児童指導延人員	親指導延人員
1	8	8	8

表33 被虐待児個別指導

児童数	指導回数	スーパービジョン参加職員延人員
1	8	

表34 被虐待児の保護者指導

保護者数	指導回数	指導延人数
8	14	25

(4) カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者等に対して、精神科医師の協力により指導を行うものであり、平成13年4月から実施している。

実ケース数	医学診断・カウンセリング・助言の件数
29	52

2 精神発達精密健康診査事後指導

(1) 3歳児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が行う3歳児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対して、援助・指導を行っている。（精密健康診査は平成24年度から市町村で実施）

表34は相談の主訴別に診断名をつけて分類したものである

表34 3歳児精健事後指導主訴・診断名別件数

区 分	相 談 児 童 数	診 断 名									
		正 常 ・ 正 常 範 囲	精 神 発 達 の 問 題	言 語 発 達 遅 滞	構 音 障 害	神 経 性 習 癖	社 会 性 の 未 熟	反 社 会 的 傾 向	自 閉 的 傾 向	そ の 他	保 留
言葉の遅れ											
発音異常											
吃音											
精神発達の遅れ											
落ち着きがない											
夜尿・指しゃぶり											
その他											
計											

表35 3歳児精健事後指導状況

区 分	27年度	28年度
事後指導		

(2) 1歳6か月児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が行う1歳6か月児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対して、援助・指導を行っている。（精密健康診査は平成24年度から市町村で実施）

表36は相談の主訴別に診断名をつけて分類したものである

表36 1歳6か月児精健事後指導主訴・診断名別件数

区 分	相 談 児 童 数	診 断 名						
		正 常 ・ 正 常 範 囲	精 神 発 達 の 問 題	言 語 発 達 遅 滞	神 経 性 習 癖	情 緒 発 達 の 問 題	そ の 他	保 留
言葉の遅れ								
発音異常								
吃音								
精神発達の遅れ								
落ち着きがない								
その他								
計								

表37 1歳6か月児精健事後指導状況

区 分	27年度	28年度
事後指導		

3 市町村支援

(1) 市町村児童家庭相談支援

平成17年4月から市町村が第一義的な児童家庭相談窓口となったことから、市町村児童相談担当者の資質の向上を図るため、児童相談所が市町村児童家庭相談担当者研修を実施し、市町村の児童家庭相談体制の充実を図っている。

市町村児童家庭相談担当者研修会

管内市町村数	開催日数	開催延時間数	延参加者数
3	1日	5時間	8名

(2) 要保護児童対策地域協議会支援

管内市町村数	設置済市町村数	会議出席回数		
		代表者会議	実務者会議	個別ケース検討会議
5	5	2	17	17

4 里親支援

(1) 里親制度普及促進事業（実施主体：県・児童相談所）

① 普及啓発

里親制度にかかる講演会等の実施により広報活動を行い、新たな里親の開拓に取り組んでいる。（H26年度～県内1児相、1施設持ち回り）

機 関 名	内 容	参 加 者 数
弘 前 愛 成 園	里親講演会 里親体験談・講演『子どもの心に寄り添うために-CAPおとなのワークショップ-』	82
八 戸 児 童 相 談 所	講演『地域の中の里親家庭～知ってください、途中から家族になる難しさ～』	64

② 養育里親研修

家庭養育の必要な児童を受け入れる養育里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的として、年2回、養育里親の新規認定時に「基礎研修」「認定前研修」、養育里親の認定更新時に「更新研修」を実施している。

研 修 名	会 場	参 加 者 数
＜前期＞ 基礎研修 認定前研修	中央児童相談所・藤聖母園	14
	中央児童相談所・藤聖母園	12・13
＜後期＞ 基礎研修 認定前研修	八戸児童相談所	9
	八戸児童相談所・あけぼの学園	12・12
＜前期＞ 更新研修	開催無し	
＜後期＞ 更新研修	開催無し	

(2) 里親委託推進・支援等事業（実施主体：県・児童相談所）

機 関 名	内 容	参 加 者 数
中 央 児 童 相 談 所	平成28年度青森県里親委託推進委員会	27